

別添 3：NGO 事業補助金と日本 NGO 支援無償資金協力の制度の比較

	NGO 事業補助金	日本 NGO 支援無償資金協力
申請時期	原則 4～5 月	一年中
申請先	民間援助支援室	在外公館または民間援助支援室
契約	外務省（外務大臣名）と NGO との間で申請・交付決定手続を行う。	原則として在外公館と NGO との間で贈与契約（G/C）を結ぶ。
プロジェクトの時期	4 月～翌 3 月	プロジェクト開始から何ヶ月でもよい。但し最長で契約締結時より 1 年
供与金額	50 万円以上 1,000 万円以下（平成 14 年度） 1 団体 5,000 万円まで	原則 1,000 万円以下、最大 5,000 万円まで
補助率	当該総事業費の 2 分の 1 以下	供与対象経費が 2,000 万円以下であれば全額供与可能
補助対象項目	施設建設費、専門家等人件費および専門家等派遣旅費、資機材設備費 など	施設や資機材等の調達に係る費用が中心であるが、本部プロジェクト実施経費等ソフト経費についての供与可能
外部監査	全案件（平成 14 年度から） （平成 13 年度までは海外での支出が 1,000 万円以上の案件）	全案件
外部監査費	総事業費の 5～10%まで補助可能	契約額の 5%～10%まで供与可能
報告書	事業完了報告書 （支払い明細書、経費支出に関する領収書を添付）	（2,000 万円以下の案件） 最終報告書 + 事業支払い明細書 （2,000 万円を越える案件） 上記に加え、6 ヶ月以上の案件についてはプロジェクト実施中に 3 ヶ月に 1 度報告を行う。
報告書提出期限	4 月上旬	事業終了後
報告書提出先	外務省民間援助支援室	在外公館、または民間援助支援室
資金の支払い	実績精算払い	ソフト経費（本部プロジェクト実施経費と現地事業費ソフト費目）を含む場合は G/C 後 2 回に分けて供与する。2 回目は原則として 1 回目の供与から半年後。
モニタリング	記述無し	在外公館によるモニタリングの受入義務付け
プロジェクトの要件	政府レベルでは対応が困難な草の根レベルの事業であり、途上国住民に対する人道的及び環境保護の観点からの配慮がなされており、かつ、経済・社会・地域開発、民生の安定につながる（わが国 NGO が途上国 NGO、政府等と協力して行う事業も対象とする）。 地域社会のニーズが十分把握されていること。 地域住民の自助努力による自立を促し、地域住民の参加があること。 援助の効果が対象地域の女性にも被益するよう配慮されていること。	前記当該国・地域に対する我が国の援助政策に沿った内容であること。 現地ニーズを十分に踏まえ、地域社会の経済・社会開発、民生の安定につながるものであること。 環境、人道面等で十分な配慮がなされていること。